

大石田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

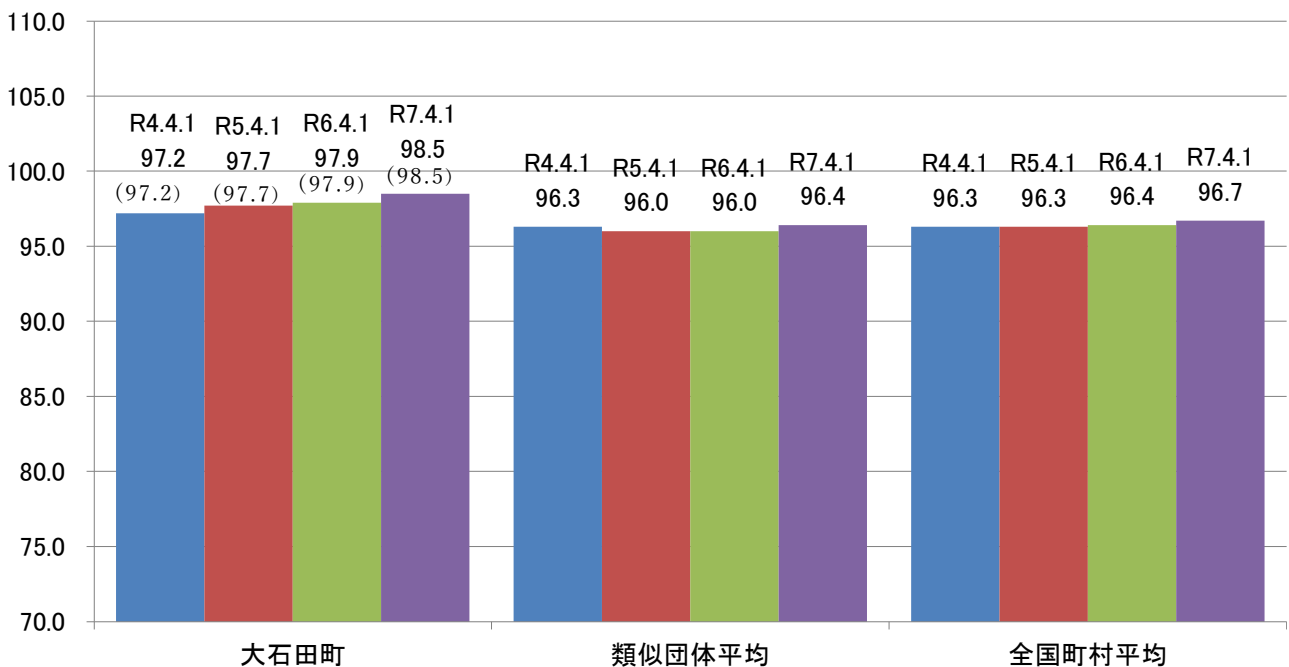
区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人	千円	千円	千円	%	%
	5,979	6,350,042	361,084	1,049,007	16.5	16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	101	381,175	93,056	154,005	628,236	6,220	5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①について、山形県の人事委員会勧告に基づき、県に準じた給料表に改定したため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大石田町	40.3歳	313,200円	359,758円	336,098円
山形県	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.2歳	314,279円	364,128円	339,772円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年 齢	職員数	平均給料月 額	平均給与月 額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年 齢	平均給与月額 (B)	
大石田町	49.8 歳	11人	322,700円	352,900円	341,159円	—	—	—	—
うち用務員	40.4 歳	3人	302,100円	363,600円	346,717円	用務員	50.2歳	229,300円	1.59
うち自動車 運転手	58.9 歳	2人	302,500円	324,650円	309,875円	自家用自動車 運転者	62.7歳	212,300円	1.53
うち学校給 食員	49.1 歳	3人	356,500円	374,367円	370,808円	調理士	45.6歳	231,400円	1.62
山形県	53.7 歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3人	287,371円	310,867円	299,385円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C / D
大石田町	—	—	—
うち用務員	5,807,800 円	3,141,800 円	1.85
うち自動車 運転手	5,103,200 円	2,642,500 円	1.93
うち学校給 食員	6,208,000 円	3,104,500 円	2.00

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区	分	大石田町	山形県	国
一般行政職	大学卒	222,900 円	222,900 円	220,000 円
	高校卒	189,700 円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	187,900 円	185,100 円	—
	中学卒	165,300 円	171,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

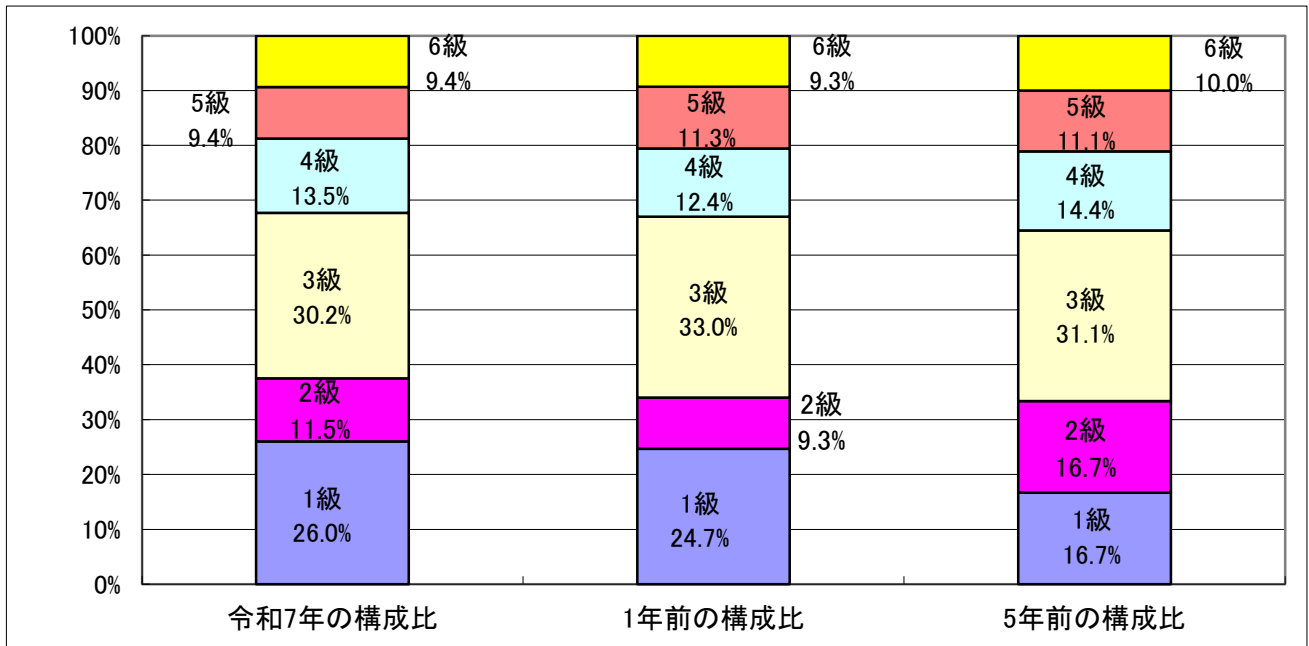
区	分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	292,700 円	350,300 円	381,000 円	408,600 円
	高校卒	— 円	338,700 円	379,300 円	403,300 円
技能労務職	高校卒	261,900 円	— 円	— 円	375,100 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

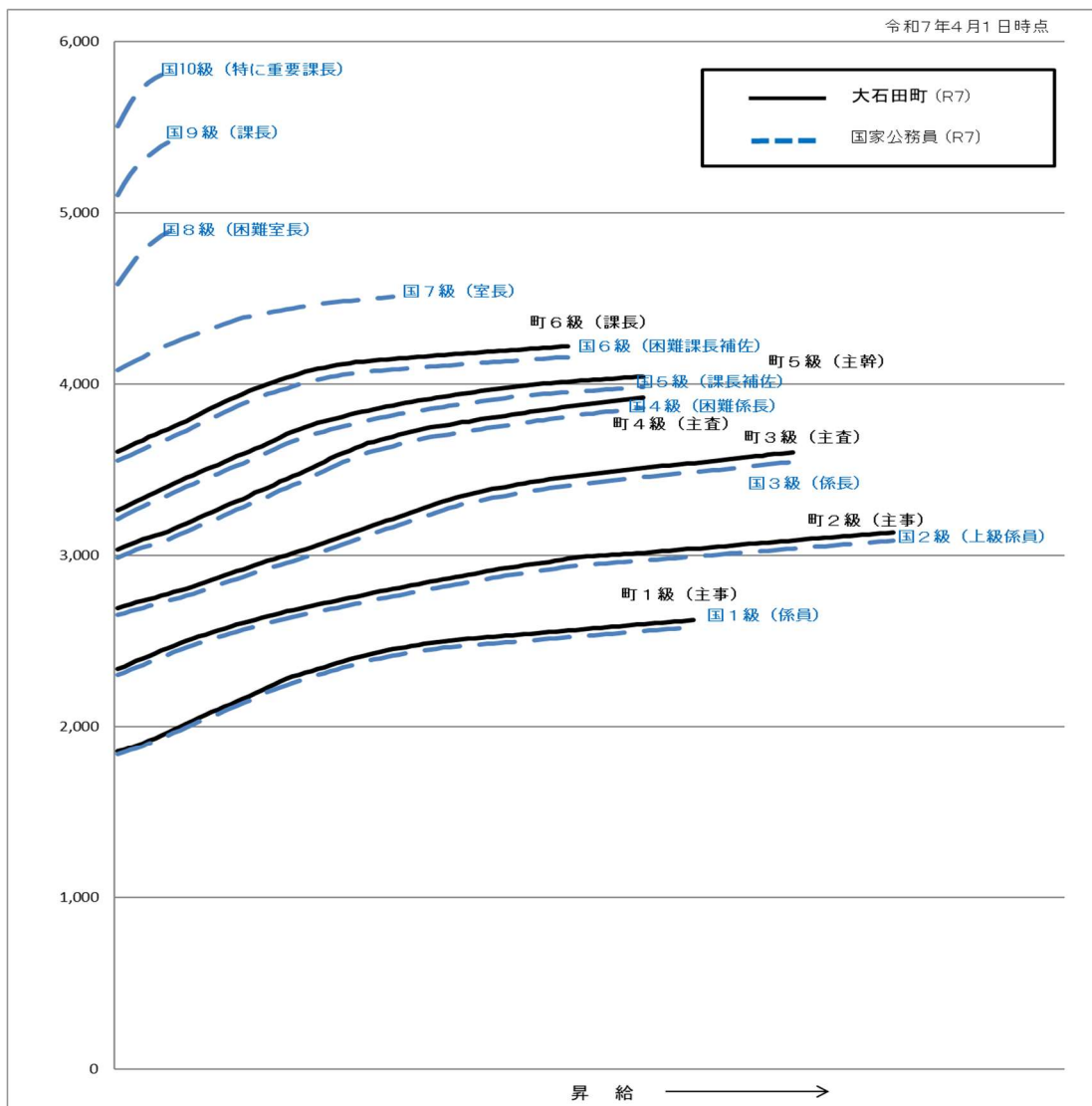
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6	級	課長	9 人	9.4 %	373,300 円	434,500 円
5	級	主幹	9 人	9.4 %	338,500 円	416,200 円
4	級	主査、主任	13 人	13.5 %	315,300 円	403,500 円
3	級	主査、主任	29 人	30.2 %	281,200 円	370,700 円
2	級	主事	11 人	11.5 %	245,600 円	322,400 円
1	級	主事、主事補	25 人	26.0 %	197,400 円	273,000 円

- (注) 1 大石田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大石田町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大石田町	山形県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,543千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,761千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大石田町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

大石田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
自己都合 応募認定・定年			自己都合 応募認定・定年		
1人当たり平均支給額	105千円	19,807千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

- ・制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

- ・制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	25,373千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	249千円
支給実績（6年度決算）	33,599千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	333千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 5,000円 父母等 6,500円	同じ		11,024千円	282,667円
住居手当	借家 限度額 28,000円	異なる	家賃額の下 限 14,000円	5,880千円	326,667円
通勤手当	交通機関利用 限度額 150,000円 交通用具使用 限度額 23,500円	異なる	現状に合 わせている	7,825千円	177,841円
管理職手当	総務課長以外 41,600円 総務課長 49,900円	異なる	現状に合 わせている	4,477千円	639,571円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	820,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 892,000 円 / 523,000 円
	副 町 長	635,000 円 (635,000 円)	700,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	310,000 円 (310,000 円)	366,000円 / 200,000 円
	副 議 長	255,000 円 (255,000 円)	320,000 円 / 170,000 円
	議 員	240,000 円 (240,000 円)	310,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	町 長	(6年度支給割合) 給料月額に40%を加算して 3.29 月分	
	副 町 長	(6年度支給割合) 報酬月額に40%を加算して 3.29 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 820,000円 × 在職月数 × 0.567	(1期の手当額) 22,317,120円 (支給時期) 退職時(希望により 任期满了時)
	副 町 長	635,000円 × 在職月数 × 0.331	10,088,880円 退職時(希望により 任期满了時)
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

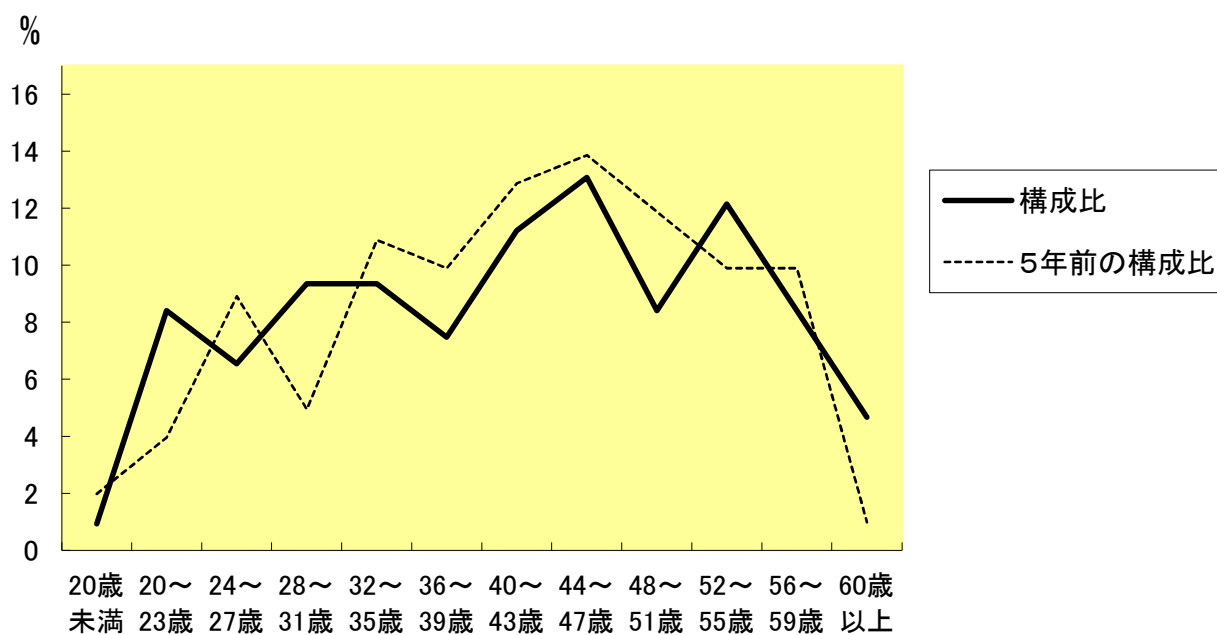
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	25	△2	休職者復職による配置変更 用務員の配置変更
		税 務	7	7	0	
		農 林	7	8	1	再任用職員の配置
		商 工	3	3	0	
		土 木	9	9	0	
		民 生	19	18	△1	保育園の園児減少のため
		衛 生	7	7	0	
	計	81	79	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.13人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 119.43人)	
	教育部門	20	21	1	用務員の配置変更	
小 計	101	100	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 167.25人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.96人)		
公 営 会 企 計 業 部 等 門	その他	7	7	0		
	小 計	7	7	0		
合 計		108 [132]	107 [132]	△1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 178.96人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	7人	10人	10人	8人	12人	14人	9人	13人	9人	5人	107人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	77	78	79	82	81	79	2(2.60%)
教育	18	19	20	20	20	21	3(16.67%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	95	97	99	102	101	100	5(5.26%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	7	7	1(16.67%)
総合計	101	103	105	108	108	107	6(5.94%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※地方公営企業法を全部適用する公営企業の対象職員はいない。